

熊谷市障害福祉サービス  
支給決定基準

令和8年6月改訂  
熊谷市

## < 目 次 >

<b>第 1 支給決定基準の概要</b>	
Ⅰ 障害福祉サービスについて	1
Ⅱ 支給決定基準の概要	2
Ⅲ 支給決定のプロセス	3
Ⅳ 障害福祉サービス等利用対象者について	5
<b>第 2 障害福祉サービス等について</b>	
Ⅰ 介護給付	6
Ⅱ 訓練等給付	14
Ⅲ 地域相談支援	23
Ⅳ 障害児通所支援	24
Ⅴ 計画相談支援	26
Ⅵ 移動支援	31
<b>第 3 基準支給単位について</b>	
Ⅰ 介護給付	34
Ⅱ 訓練等給付	37
Ⅲ 地域相談支援	39
Ⅳ 障害児通所支援	39
<b>第 4 支給決定について</b>	
Ⅰ 訪問系サービスの支給決定	40
Ⅱ その他の障害福祉サービスの支給決定	43
Ⅲ 支給決定の有効期間の開始日	43
<b>第 5 介護保険サービスとの調整</b>	
Ⅰ 基本的な考え方	44
Ⅱ 介護保険適用年齢等の者が新たにサービスの利用を希望した場合	44
Ⅲ 既支給決定障害者が介護保険適用年齢等に達した場合	47

# 第1 支給決定基準の概要

## I 障害福祉サービスについて

熊谷市

### 自立支援給付

#### 【介護給付】

- ・ 居宅介護
- ・ 重度訪問介護
- ・ 行動援護
- ・ 同行援護
- ・ 重度障害者等包括支援
- ・ 短期入所(ショートステイ)
- ・ 生活介護
- ・ 施設入所支援
- ・ 療養介護

#### 【訓練等給付】

- ・ 自立訓練(機能・生活)
- ・ 宿泊型自立訓練
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援 A型・B型
- ・ 就労定着支援
- ・ 就労選択支援
- ・ 共同生活援助(グループホーム)
- ・ 自立生活援助

#### 【相談支援】

- ・ 計画相談支援(サービス利用計画作成)
- ・ 地域移行支援
- ・ 地域定着支援

#### 【自立支援医療】

- ・ 更生医療
- ・ 育成医療
- ・ 精神通院医療

#### 【補装具】

障害者  
障害児

### 地域生活支援事業

- ・ 相談支援
- ・ 移動支援
- ・ 意思疎通支援
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 日常生活用具給付等
- ・ 日常生活支援(訪問入浴)(日中一時支援)
- ・ その他

### 障害児支援(児童福祉法)

#### 【障害児通所給付】

- ・ 児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 保育所等訪問支援

#### 【障害児相談支援】

- ・ 障害児相談支援(障害児支援利用計画作成)

支援

埼玉県

広域支援・人材育成・相談支援

#### 【障害児入所支援】

- ・ 福祉型児童入所支援
- ・ 医療型児童入所支援

## Ⅱ 支給決定基準の概要

### 1 障害福祉サービスの支給決定基準を定める目的

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児通所給付の支給決定では、障害のある者一人ひとりに対する個別の支援の必要性に着目し、障害支援区分、障害の種類、介護者の状況、置かれている環境、他の法令に基づく給付、本人や家族の希望等、多くの事項を包括的に勘案し、公費で助成すべき福祉サービスの種類や支給量を1件ごとに判断し、決定する必要がある。同時に、市町村は、限りある予算を公平かつ適正に執行することが求められており、本市の障害福祉サービス及び障害児通所給付の支給量を決定する際の基準を定めることにより、その支給決定事務を公平かつ適正に行うことを目的とする。なお、この基準は、支給量を決定する際の一人当たりの基準を定めるものであり、当該基準が個々のサービス利用者に対する支給量の上限となるものではない。

### 2 非定型ケースへの対応

障害のある者の個々の事情により支給決定基準と乖離する支給決定（いわゆる「非定型」の支給決定）を行う必要がある場合には、支給決定案とともに、支給決定基準と乖離する支給決定案を作成した理由を付して、「熊谷市障害者介護給付費等支給審査会（以下「審査会」という。）」に意見を求め、適切な支給量を決定する。

上記の決定後、上記サービスとは異なるサービスを基準支給量内で新規に支給する場合又は上記サービスの期間満了による継続を希望した場合であって、そのサービス内容の大幅な変更を伴わない場合は、改めて審査会に意見を求めることなく支給決定できるものとする。

### 3 その他

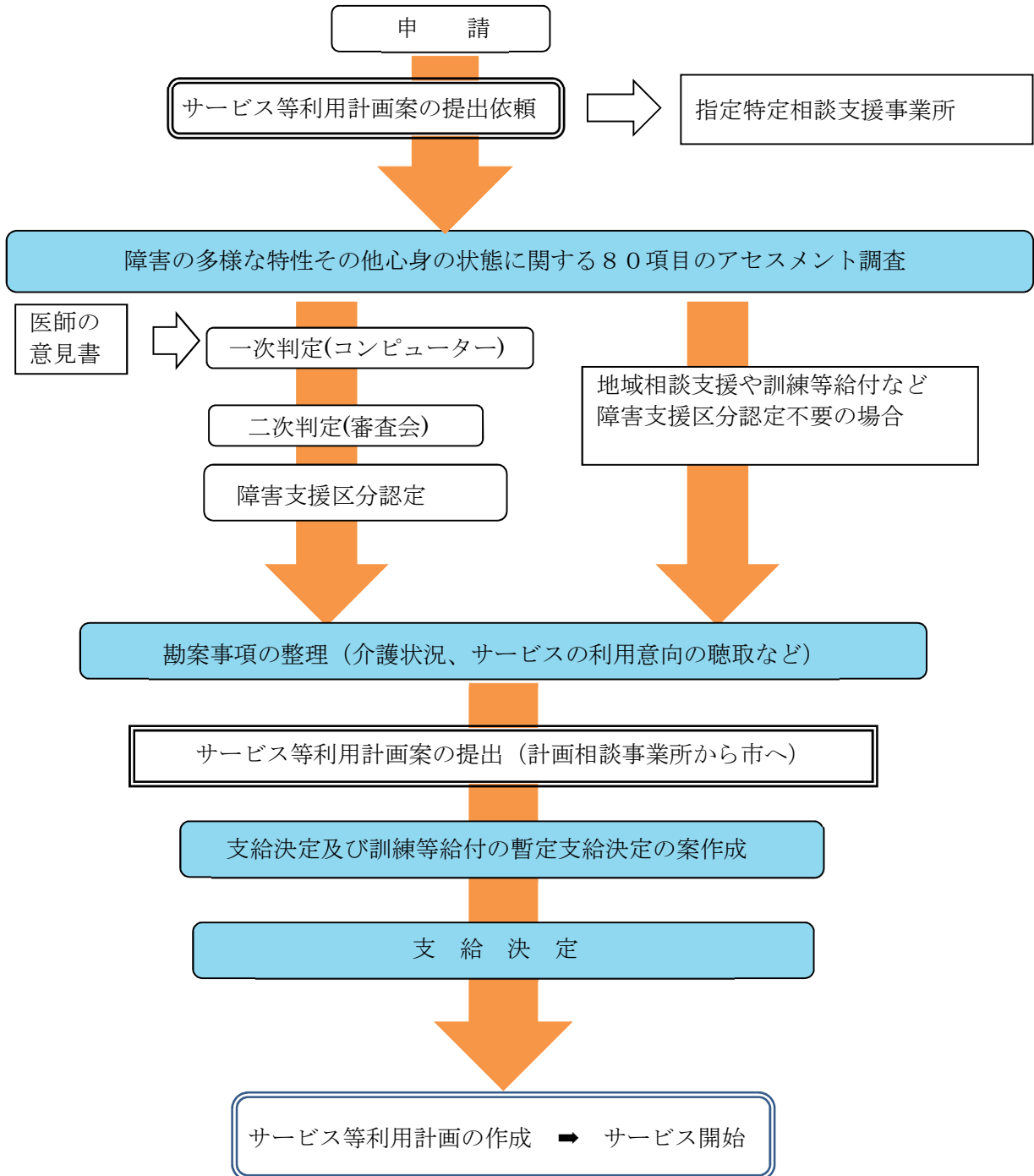
この基準に定めのない事項は、国から示された「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」及び「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」による。

### Ⅲ 支給決定のプロセス

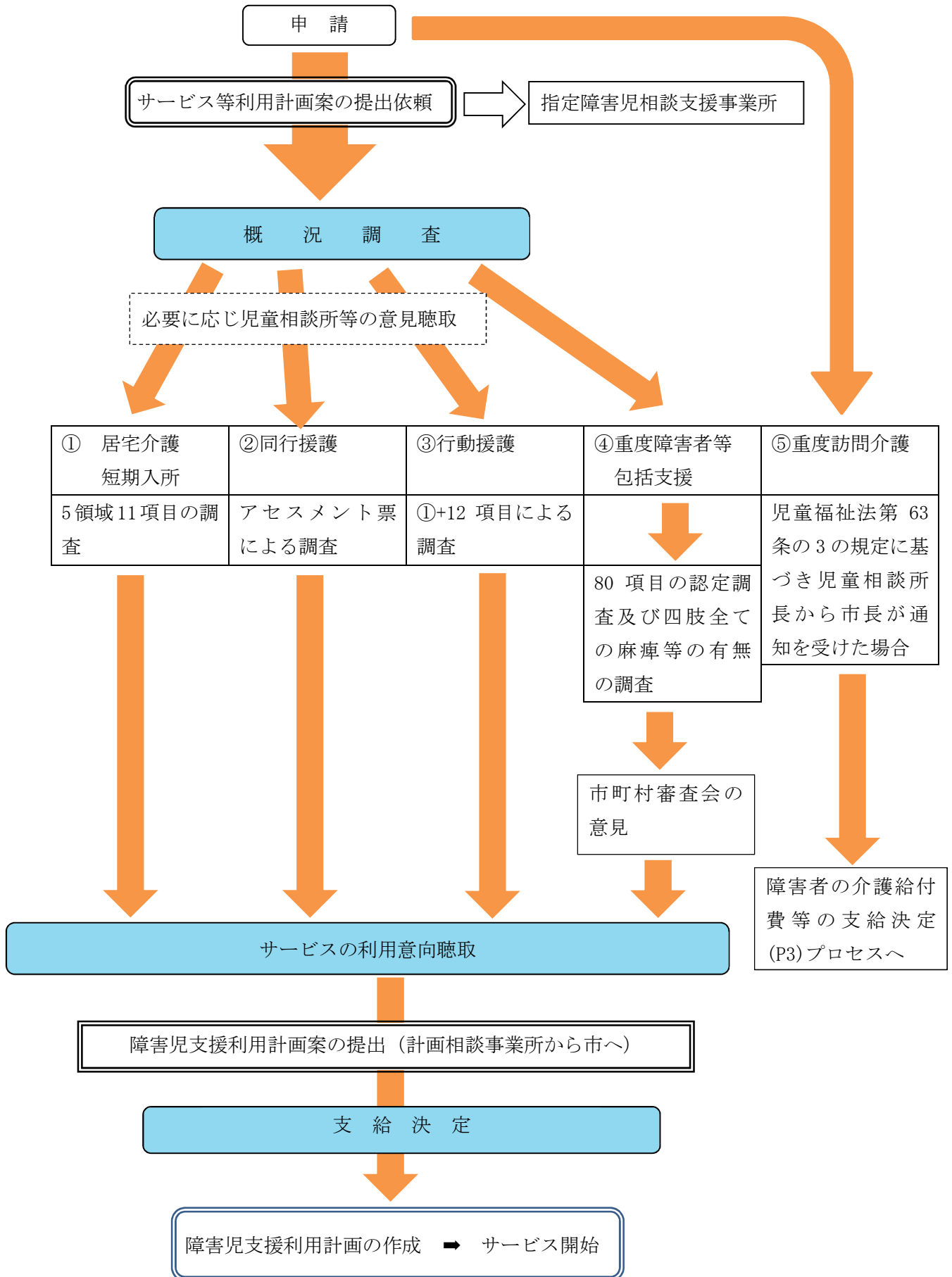
市は、支給決定にあたり、指定特定相談支援事業所(指定障害児相談支援事業所)の相談支援専門員が作成する「サービス等利用計画案(障害児支援利用計画案)」の提出を求め、その内容も勘案し、支給決定を行う。

#### 1 障害者の介護給付費等の支給決定

〈基本的な流れ〉



## 2 障害児の介護給付費等の支給決定



#### IV 障害福祉サービス等利用対象者について

障害福祉サービス等の対象者であることの確認は以下の書類で行います。

種別	確認書類
身体障害者	身体障害者手帳
知的障害者	療育手帳
精神障害者	① 精神障害者保健福祉手帳 ② 診療情報提供書【様式集参照】 ③ 医師の診断書（主治医記載で国際疾病分類ICD-10コードを記載するなど精神障害者であることを確認できる内容であること）等 ④ 精神障害を事由とする年金証書等 ⑤ 精神障害を事由とする特別障害者給付金を受けていることを証明する書類 ⑥ 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る） ※ ④～⑥の場合、本人の状態理解を深めるため、医師の診断書や診療情報提供書を求めることがあります。 ※ 高次脳機能障害の方は、器質性精神障害として精神障害に分類されるものであり、上記のいずれかの証書類により精神障害者であることが確認された場合、給付の対象となります。
難病等対象者	国の定める疾病によるものが対象です。 医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等
障害児 (18歳未満)	① 各種障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、以下各種障害者手帳という） ② 特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類 手帳を有しない又は手当等を受給していない場合であっても、第三者機関から提出される以下の証明書等を確認することで療育が必要であると認められれば利用可能です。 ③ 医師の意見書又は診断書（病院名・医師名が記載されているものに限る） ④ 発達に関する専門家による意見書 ⑤ 児童相談所等の意見 ※ 障害の有無の確認にあたっては、年齢等を考慮して、必ずしも診断名を有しなくても、障害が想定され支援の必要性が認められれば給付の対象となります。

## 第2 障害福祉サービス等について

障害福祉サービス等は、「介護給付」、「訓練等給付」、「地域相談支援」、「障害児通所支援」、「計画相談支援」に分類され、さらに「地域生活支援事業」に分類されます。

### I 介護給付

#### 1 居宅介護

##### ① 身体介護・家事援助

###### (1) サービスの内容

障害者等につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

###### (2) サービスの支給要件

障害支援区分が区分1以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合い）の者であること。

#### 【留意事項】

##### 1 併給について

###### (1) 共同生活援助（グループホーム）との併給について

原則として、グループホームに入居する者は、居宅介護及び重度訪問介護（以下この号で「居宅介護等」という。）を利用することはできない。ただし、入居する者が一時帰宅する場合等で、自宅での受け入れ態勢が確保されないなど、やむを得ない理由があり、市が特に必要と認める場合は、共同生活援助にかかる報酬が全く算定されない期間中に限り、居宅介護等について支給決定を行うことは可能（障害支援区分等が利用要件に該当している場合に限る。）

また、令和9年3月31日までの経過措置として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける入居者については、グループホームと居宅介護等の併用は可能

###### (2) 施設入所支援との併給について

原則として、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型以外の障害福祉サービス（居宅介護等）は利用することができない。ただし入所する者が一時帰宅する場合等で、自宅での受け入れ態勢が確保されないなど、やむを得ない理由があり、市が特に必要と認める場合は、施設入所支援にかかる報酬が全く算定されない期間中に限り、訪問系サービスについて支給決定を行うことは可能

###### (3) 重度訪問介護との併給について

原則として、重度訪問介護との併給はできない。ただし、サービス提供を行う事業者が利用者の希望する時間帯にサービスを提供することが困難である場合であって、他の事業者が身体介護等の居宅介護を提供する場合は、この限りではない。

##### 2 障害児や難病等の児童が家事援助を利用する場合

通常の育児との違い、児童が年齢に応じて通常取得する家事能力、家庭の事情などを総合的に判断して支給決定を行う。

##### ② 通院等介助（身体介護を伴わない）

###### (1) サービスの内容

ひとりで通院等をすることが困難な方への支援

###### (2) サービスの支給要件

障害支援区分が区分1以上の者であること。

### ③ 通院等介助（身体介護を伴う）

- (1) サービスの内容  
ひとりで通院等を行うことが困難な方への支援
- (2) サービスの支給要件  
障害支援区分が区分2以上の者であって、次のa～eの障害支援区分認定調査項目のいずれか1つ以上に認定されていること。
  - a 「歩行」：全面的な支援が必要
  - b 「移乗」：見守り等の支援が必要、部分的な支援が必要、全面的な支援が必要
  - c 「移動」：見守り等の支援が必要、部分的な支援が必要、全面的な支援が必要
  - d 「排尿」：部分的な支援が必要、全面的な支援が必要
  - e 「排便」：部分的な支援が必要、全面的な支援が必要

#### 【留意事項】

- 1 居宅介護のうち、通院等介助の「通院等」の範囲は次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合とする。
  - (1) 病院等に通院する場合
  - (2) 官公署並びに指定相談支援事業所を訪れる場合
  - (3) 指定相談支援事業所に相談の上、紹介された指定障害福祉サービス事業所を見学のために訪れる場合
- 2 病院内の移動等の介助は、基本的に院内のスタッフにより対応されるべきものであり、診察時間や待ち時間は原則として報酬の算定外とする。ただし、院内スタッフによる介助が見込めないことが確認されており、常時介助を必要とする場合は、診察時間を除く院内介助の時間に限り、報酬の算定対象とする。
- 3 共同生活援助（グループホーム）との併給について  
基本的には共同生活援助の事業者が対応する。  
ただし、下記要件を満たせば利用を認める。
  - ① 対象者：区分1以上、かつ、慢性疾患等の障害者であって、医師の指示により、定期的に通院を必要とする者
  - ② 個別支援計画に位置付けられていること。
  - ③ 通院等介助の対象回数は、原則**2回**/月を限度とする。

### ④ 通院等乗降介助

- (1) サービスの内容  
ヘルパー自らの運転する車両への乗車又は降車の介助に加えて、乗車前若しくは降車後の屋外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助を行う。
- (2) サービスの支給要件  
障害支援区分が区分1以上の者であること。

#### 【留意事項】

- ① 入退院時の移動は対象外とする。
- ② 乗車・降車の介助を行うことに前後して20分から30分程度以上の身体介護を行う場合は、「通院等介助（身体介護を伴う）」になる。  
共同生活援助（グループホーム）との併給について  
通院等介助の留意事項、「共同生活援助（グループホーム）との併給について」に同じ。

## 2 重度訪問介護

### (1) サービスの内容

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所している障害者に対して、意思疎通の支援その他の必要な支援を行う。

### (2) サービスの支給要件

障害支援区分が区分4以上であって、次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 次のi及びiiのいずれにも該当していること

i 二肢以上に麻痺等があること。

ii 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。

イ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者

#### 【留意事項】

##### 1 併給について

###### (1) 居宅介護との併給について

居宅介護（身体介護・家事援助）の留意事項、「重度訪問介護との併給について」に同じ。

###### (2) 共同生活援助（グループホーム）との併給について

居宅介護（身体介護・家事援助）の留意事項、「共同生活援助（グループホーム）との併給について」に同じ。

###### (3) 施設入所支援との併給について

居宅介護（身体介護・家事援助）の留意事項、「施設入所支援との併給について」に同じ。

###### (4) 行動援護との併給について

原則として、行動援護との併給はできない。やむを得ない事情がある場合に限り、併給を認めることとする。

###### (5) 同行援護との併給について

原則として、同行援護との併給はできない。やむを得ない事情がある場合に限り、併給を認めることとする。

##### 2 病院、介護老人保健施設等に入院又は入所している場合の適用について

区分6に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができる重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において指定重度訪問介護等を行った場合に、入院又は入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、90日以内の期間に限り、支給決定を行うことが可能。ただし、入院先の病院等の職員が、当該利用者とのコミュニケーションの技術の習得に時間を要し、障害者の状態等によっては、90日を超えて支援を要することも考えられることから、利用者や重度訪問介護事業所等から支援状況の聞き取りを行うなどして、必要に応じて、90日を超える利用を認めることができる。この場合、重度訪問介護従業者による支援が、病院等において行われるべき支援を代替することにならないよう、支援内容や病院等との連携状況等については十分に把握した上で判断する。

##### 3 熟練ヘルパーによる同行支援について

① 対象者は、区分6の重度訪問介護支給決定者（支給決定予定者を含む。）とする。

② 時間数は、新規採用ヘルパーごとに120時間以内とする。（新規採用ヘルパーが同行支援を利用して複数の利用者に支援している場合は、利用者全員分の同行支援の合計が120時

間以内でなければならない。)

③ 1人の利用者につき、年間3人までの新規採用ヘルパーまでつけることが可能

### 3 同行援護

#### (1) サービスの内容

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他外出する際に必要な援助を行う。

#### (2) サービスの支給要件

同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者

#### 【留意事項】

##### 1 併給について

###### (1) 施設入所支援との併給について

原則として、日中活動に係る施設障害福祉サービス以外の障害福祉サービス（居宅介護等）は利用することができない。ただし入所する者が一時帰宅する場合等で、自宅での受け入れ態勢が確保されないなど、やむを得ない理由があり、市が特に必要と認める場合は、施設入所にかかる報酬が全く算定されない期間中に限り、訪問系サービスについて支給決定を行うことは可能

###### (2) 移動支援事業との併給について

原則として、同行援護との併給はできない。

ただし、移動支援事業より同行援護が優先するサービスであるが、同行援護の事業所が少ないなどやむを得ない理由がある場合には、同行援護ではなく移動支援事業を利用することは可能とする。

##### 2 外出支援について

(1) 同行援護における外出支援は、移動の目的が「社会生活上必要不可欠な外出」、「社会参加のための外出」のものとする。

(2) 経済活動に係る外出、通年かつ長期（通所・通学等）にわたる外出及び社会通念上適当でない外出は対象外とする。

※ 「通年」とは1年を通じて計画的に行われる外出、「長期」とはおおむね3か月を超える外出とする。

### 4 行動援護

#### (1) サービスの内容

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難があり、常時介護を要し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護等必要な援助を行う。

#### (2) サービスの支給要件

障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点が10点以上（障害児にあつてはこれに相当する支援の度合）である者

#### 【留意事項】

##### 1 併給について

###### (1) 施設入所支援との併給について

原則として、日中活動に係る施設障害福祉サービス以外の障害福祉サービス（居宅介護

等)は利用することができない。ただし、入所する者が一時帰宅する場合等で、自宅での受け入れ態勢が確保されないなど、やむを得ない理由があり、市が特に必要と認める場合は、施設入所にかかる報酬が全く算定されない期間中に限り、訪問系サービスについて支給決定を行うことは可能

(2) 移動支援事業との併給について

原則として、行動援護との併給はできない。

ただし、移動支援事業より行動援護が優先するサービスであるが、行動援護の事業所が少ないなどやむを得ない理由がある場合には、行動援護ではなく移動支援事業を利用することは可能とする。

2 外出支援について

(1) 行動援護における外出支援は、移動の目的が「社会生活上必要不可欠な外出」、「社会参加のための外出」のものとする。

(2) 経済活動に係る外出、通年かつ長期（通所・通学等）にわたる外出及び社会通念上適当でない外出は対象外とする。

※ 「通年」とは1年を通じて計画的に行われる外出、「長期」とはおおむね3か月を超える外出とする。

## 5 重度障害者等包括支援

(1) サービスの内容

在宅の常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があり、四肢の麻痺及び寝たきりの状態や知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者につき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供し援助を行う。

(2) サービスの支給要件

障害支援区分が区分6（障害児にあつては区分6に相当する支援の度合）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であつて、次表のいずれかに該当する者

(表1 重度障害者等包括支援類型)

類 型		状態像
重度訪問介護の対象であつて、四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 <b>I 類型</b>	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者 <b>II 類型</b>	・重症心身障害者 等
障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者 <b>III 類型</b>		・強度行動障害 等

ア I 類型

i 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者であつて

ii 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること）なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損」、「(4)筋力の低下」、「(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。

- iii 認定調査項目「1群 起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定
- iv 認定調査項目「10群 特別な医療 レスピレーター」において「ある」と認定
- v 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定

#### イ II類型

- i 概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認
- ii 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者であって
- iii 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること。なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損」、「(4)筋力の低下」、「(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。
- iv 認定調査項目「1群 起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定
- v 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定

#### ウ III類型

- i 障害支援区分6の「行動援護」対象者であって
- ii 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定
- iii 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）である者

## 6 短期入所（ショートステイ）

### (1) サービスの内容

居宅においてその介護を行う者の疾病等の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする場合、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行う。

### (2) サービスの支給要件

障害支援区分が区分1以上である障害者及び障害児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児とする。

## 7 生活介護

### (1) サービスの内容

障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。

### (2) サービスの支給要件

- 地域や入所施設等で安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者
- ア 障害支援区分が3（障害者支援施設に入所している場合は区分4）以上ある者
- イ 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所している場合は区分3）以上である者

ウ 障害者支援施設に入所する者であって障害支援区分4（50歳以上の場合は区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で利用の必要性を認めた者

**【留意事項】**

生活介護と日中一時支援の優先関係について

日中一時支援について、生活介護の延長支援が適用できる場合はその利用を優先する。

## 8 施設入所支援

(1) サービスの内容

その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。

(2) サービスの支給要件

ア 生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4（50歳以上の者にあつては区分3）以上である者

イ 自立訓練又は就労移行支援（以下この(2)において「訓練等」という。）を受けている者であつて、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者

ウ 生活介護を受けている者であつて障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者

エ 就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者

**【留意事項】**

1 障害者支援施設及び国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が行う施設障害福祉サービス（法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。以下同じ。）は、施設入所支援のほか、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型とする。

2 併給について

原則として、日中活動に係る施設障害福祉サービス以外の障害福祉サービス（居宅介護等）は利用することができない。ただし入所する者が一時帰宅する場合等で、自宅での受け入れ態勢が確保されないなど、やむを得ない理由があり、市が特に必要と認める場合は、施設入所にかかる報酬が全く算定されない期間中に限り、訪問系サービスについて支給決定を行うことは可能

## 9 療養介護

(1) サービスの内容

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であつて常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。

(2) サービスの支給要件

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる

者

ア 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者  
であって、障害支援区分が区分6の者

イ 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分が区分5以上の者

## Ⅱ 訓練等給付

### 1 自立訓練（機能訓練）

#### (1) サービスの内容

障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行う。

#### (2) サービスの支給要件

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者

#### 【具体的な支援内容の例】

- 1 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者
- 2 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者等

#### 【留意事項】

施設入所支援との併給について

原則として、機能訓練を利用する者は、通所が原則となる。ただし、通所できない状況があれば、施設入所支援の決定をすることは可能。この場合、障害支援区分はなくても問題はない。

### 2 自立訓練（生活訓練）

#### (1) サービスの内容

障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

#### (2) サービスの支給要件

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。具体的には次のような例が挙げられる。

- ア 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な者
- イ 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者等

### 3 宿泊型自立訓練

#### (1) サービスの内容

障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

#### (2) サービスの支給要件

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な者

#### 【留意事項】

- 1 宿泊型自立訓練は、従前の制度における知的障害者通勤寮や精神障害者生活訓練施設等の機能を踏まえ、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等を対象として、一定期間、夜間の居住の場を提供し、帰宅後に生活能力等の維持・向上のための訓練を行うとともに、地域移行に向けた関係機関との連絡調整等を行い、積極的な地域移行の促進を図る。
- 2 利用開始から1年ごとに利用継続の必要性について確認し、支給決定の更新を行う。  
この場合の「長期間入院していた又はこれに類する事由のある障害者」とは、長期間、指定障害者支援施設等の入所施設に入所又は精神科病院等に入院していた者はもとより、長期間のひきこもり等により社会生活の経験が乏しいと認められる者や発達障害のある者など2年間の利用期間では十分な成果が得られないと認められる者等についても含むものとする。  
なお、標準利用期間を超えて支給決定の更新を行おうとする場合には、審査会の意見を聴くものとする。

## 4 就労選択支援

### (1) サービスの内容

就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものにつき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の必要な支援を行う。

### (2) サービスの支給要件

就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

## 5 就労移行支援

### (1) サービスの内容

就労を希望する65歳未満の障害者若しくは65歳以上の障害者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた障害者に限る。）であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるもの又は通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

### (2) サービスの支給要件

- ア 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者又は65歳以上の者
- イ あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、65歳以上の者を含む就労を希望する者
- ウ 通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者

### 【留意事項】

- 1 大学（4年生大学のほか、短期大学、大学院、高等専門学校を含む）在学中の卒業年度にサービスを利用することについては、大学や他の就職支援の実施が見込めない等の特別な事情があり、サービス利用により効果的かつ確実に就職が見込まれることが十分に確認され、利用することが適当と認めた場合、支給決定を行う。

※「平成29年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A」（平成29年3月30日）による。

- 2 15歳以上の児童で、児童相談所長が利用することを適当と認めた場合、障害者とみなして利用の適否を決定する。その場合、同じ日に放課後等デイサービスを併せて利用することはできない。

- 3 在宅でのサービス利用を希望する者については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における在宅支援に係る届出書」及び個別支援計画の提出を求めるものとする。

※「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（令和6年3月29日）による。

### 【自立訓練及び就労移行支援共通の留意事項】

自立訓練及び就労移行支援の利用については、生涯一度だけの利用を原則とするものではない。例えば、生活環境や障害の状況の変化等により、再度のサービス利用を希望し、必要と判断した場合は、利用可能とする。

本市における再支給の基準

- ① 支給決定期間の上限まで（3年間）利用した場合

再度の支給決定によって、サービスの目的とする成果が十分に見込まれる場合であって、標準利用期間経過後に1年間延長された期間（上限）まで利用した場合において、支給決定終了から1年を経過した後は、改めて同一サービスの支給決定を可能とする。

- ② 支給決定期間の上限まで（3年間）利用していない場合

- (1) 標準利用期間（2年間）の途中で支給決定を取消した場合

支給決定取消から1年を経過した後は、改めて同一サービスの支給決定を可能とする。

なお、支給決定取消から1年以内に再度の支給決定を行う場合については、先の支給決定の継続として取り扱い、支給期間を通算する。

- (2) 標準利用期間経過後の更新期間（更新後の1年間）の途中で支給決定を取消した場合

支給決定取消から1年を経過した後は、改めて同一サービスの支給決定を可能とする。

なお、支給決定取消から1年以内に再度の支給決定を行う場合については、先に行われた支給決定（標準利用期間経過後の更新分）の継続として取り扱い、支給期間を通算する。

- ③ 再度の支給決定を受けた者に係る利用期間の算定

上記の取扱いにより、支給決定の終了から一定期間が経過した後に、サービスの目的とする成果が十分に見込まれるとして、再度の支給決定を受けた者が、以前と同一の事業所を利用する場合、当該利用者に係る事業所の利用期間は、改めて数えるものとする（標準利用期間超過減算の算定にあたっては、以前の支給決定による利用期間分を算定しない。）。

## 6 就労継続支援A型

- (1) サービスの内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者又は通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間

の延長若しくは休職からの復職の際に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

## (2) サービスの支給要件

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者（利用開始時65歳未満の者）又は65歳以上の者若しくは65歳以上の者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限る。）。又は通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者。

### 【対象者の例】

- 1 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- 2 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- 3 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者
- 4 通常の事業所に雇用された後に、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者

## 7 就労継続支援B型

### (1) サービスの内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者又は通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

### (2) サービスの支給要件

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者又は通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者。

### 【対象者の例】

- 1 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- 2 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
- 3 1及び2のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者
- 4 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者
- 5 通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者

## 【一般就労している障害者の就労系障害福祉サービス利用に係る留意事項】

ア 就労移行支援、自立訓練（生活訓練）

1 労働時間延長支援型（通常の事業所に雇用された後に労働時間を延長しようとする場合）

・利用条件 企業等での働き始めに、おおむね週10時間以上20時間未満から段階的に労働時間の延長を図ろうとする場合であって、以下の条件をいずれも満たした場合

A 就労系障害福祉サービスの一時的な利用の前に就労系福祉サービスを受けており、就職後も引き続き同一の就労系障害福祉サービスの利用を必要としている場合

B 企業等から、就労系障害福祉サービスの一時的な利用のため、就労系障害福祉サービスの事業所への通所が認められている場合

C 勤務時間の延長を図るために就労系障害福祉サービスの一時的な利用が必要であると市町村が認めた場合

※ 原則として、企業等に雇用される前に利用していた就労系福祉サービスの事業所と同一の事業所を引き続き利用する意向を有する場合に支給決定を行う。また、利用者に係るサービス等利用計画等において、段階的におおむね10時間以上20時間未満から勤務時間を増やすことが記載され、雇用先の企業等も同意していることを確認すること。

・利用期間 原則3か月から6か月以内の間とするが、延長が必要な場合は合計1年まで認めることとする。また、標準利用期間は通算しない。

2 復職支援型（通常の事業所に雇用されており、休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする場合）

・利用条件 以下の条件をいずれも満たした場合

A 当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関等による復職支援の実施が見込めない場合又は困難である場合

B 休職中の障害者本人が復職を希望し、企業及び休職に係る診断をした主治医が、就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職をすることが適当と判断している場合

C 休職中の障害者にとって、就労系障害福祉サービスを実施することにより、より効果的に復職につなげることが可能であると市区町村が判断した場合

※ A及びBの要件に該当するかについては、以下のiからiiiまでの書類の提出により、確認を行うこと。

i 雇用先企業からの資料

当該企業による復職支援の実施が困難であり、休職中の障害者が就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断していることを示す書類

ii 休職に係る診断をした主治医からの資料

当該主治医の属する医療機関による復職支援の実施が困難であり、休職中の障害者が就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断していることを示す書類

iii 相談支援事業所（申請者）からの資料

地域における就労支援機関である障害者職業センター等による復職支援の利用が困難であることや、地域における医療機関による復職支援が見込めないことを示す書類（ただし、セルフプランの場合には、申請者が作成する同様の書類）

・利用期間

支給決定期間は、1か月から6か月までの範囲内で月を単位として定めること。利用期間については、企業の定める休職期間の終了までの期間（上限2年）とする。

3 就労移行支援短時間型（就労を希望する障害者がおおむね10時間未満の所定労働時間で一般就労へ移行した場合）

・利用条件

企業等での所定労働時間がおおむね週10時間未満であることを目安として一般就労し、就労移行支援事業所で引き続き訓練を受けながら働くことが、勤務時間や労働日数を増やすことにつながる場合や、新たな職種への就職を希望しており、就労移行支援の利用が必要であると判断された場合かつ以下の条件をいずれも満たした場合

A 就労移行支援を利用することにより、勤務時間や労働日数を増やすこと、又は新たな職種へ就職することにつながる。

B 働きながら就労移行支援を利用することが利用者の加重的負担にならない。

C 他のサービスや支援機関ではなく、就労移行支援を利用することが適当である。

・利用期間

標準利用期間（2年間）とする。また、標準利用期間を通算しない。

イ 就労継続支援A型、B型

1 労働時間延長支援型

・利用条件、利用期間

※就労移行支援、自立訓練（生活訓練）に同じ。

2 復職支援型

・利用条件、利用期間

※就労移行支援、自立訓練（生活訓練）に同じ。

3 就労継続支援短時間型

・利用条件

企業等での所定労働時間がおおむね週10時間未満であることを目安として、非常勤のような形態で一般就労している場合

A 一般就労先の企業等が他の事業所等に通うことを認めている場合

B 当該利用者が日中活動サービスを受ける必要があると市町村が認めた場合

※ フリーランスや個人事業主といった雇用以外の形態で就労している障害者についても、同様に「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者」と認められ、当該利用者が日中活動サービスを受ける必要があると市町村が認めた場合は、支給決定を行うことができる。

・利用期間

期間の定め無し。

## 8 就労定着支援

### (1) サービスの内容

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。利用者の自宅・企業等をそれぞれ月1回以上は訪問する。

### (2) サービスの支給要件

就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6か月（通常の事業所に雇用された後に労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力お向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合は、当該就労移行支援等の終了日の翌日から起算して6か月、休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合は、復職した日から起算して6か月）を経過した障害者

#### 【留意事項】

- 1 就労定着支援は、就労移行支援等の事業所による6か月以上の職場定着支援の義務等があることを踏まえ、新たに通常の事業所に雇用されてから6か月经過後の障害者が利用する障害福祉サービスとなる。
- 2 就労定着支援は、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）との併給は認めない。
- 3 トライアル雇用は就労とみなし（就労継続期間6か月に含めて）、支給決定の始期を設定する。トライアル雇用中に就労移行支援等のサービスを利用していた場合は、就労移行支援等のサービスの利用終了後、さらに就労継続期間6か月经過後に就労定着支援の支給決定が可能となる。（トライアル雇用開始から6か月後とはならない。）
- 4 就労定着支援利用中に離職した後、1か月以内に再就職した者については、1回に限り支給決定を認めるものとする。

## 9 共同生活援助（グループホーム）

### (1) サービスの内容

障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談その他の主務省令で定める援助を行うことをいう。

### (2) サービスの支給要件

障害者（身体障害者にあつては、原則65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）

なお、身体障害者が共同生活援助を利用するに当たっては、

- ① 在宅の障害者が、本人の意に反して共同生活援助の利用を勧められることのないよう、徹底を図ること
- ② 共同生活援助の利用対象者とする身体障害者の範囲については、施設からの地域移行の推進などの趣旨を踏まえ、65歳に達した以降に身体障害者となった者については新規利用の対象としないこと

#### 【留意事項】

- 1 通院等介助との併給について  
通院等介助の留意事項、「共同生活援助（グループホーム）との併給について」に同じ。
- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助については、常時の支援体制を確保し、昼夜を通じて共同生活援助のサービスが提供されるものであるが、当該利用者であっても、本人の意向

等を勘案した上で日中活動に係る障害福祉サービスを併せて支給決定することが可能

## 10 日中サービス支援型共同生活援助

### (1) サービスの内容

障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担う。利用者のニーズに応じて、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等を支援する。

### (2) サービスの支給要件

日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用を希望する障害者については、障害支援区分の認定手続きを要するものとする（障害支援区分にかかわらず、事業所の了承が得られれば利用は可能）。なお、日中サービス支援型グループホームにおいては、支援の趣旨等を踏まえ、サテライト型住居の基準は適用しない。

#### 【留意事項】

日中サービス支援型グループホームの利用者に対する指定計画相談支援の提供については、利用者の意思確認を適切に行う必要があることから、モニタリング実施標準期間を他のタイプの指定共同生活援助よりも短く3か月間とする。

## 11 自立生活援助

### (1) サービスの内容

居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。

定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。また、定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等により随時支援を行う。

### (2) サービスの支給要件

居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても、家族等の障害・疾病等や当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者であって、前述(1)の支援を要する者

#### 【対象者の例】

- ① 障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者  
児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた15歳以上の障害者みなしの者も対象
- ② 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障害者
- ③ 精神科病院に入院していた精神障害者
- ④ 救護施設又は更生施設に入所していた障害者
- ⑤ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた障害者
- ⑥ 更生保護施設に入所していた障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障害者
- ⑦ 現に地域において一人暮らしをしている障害者又は同居する家族が障害、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況にある障害者であって、当該障害者

を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者

- ⑧ 同居する家族に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害の状態にある者等、地域生活を営むための支援を必要としている者

自立生活援助による支援が必要な者は、障害者の状態や生活環境等を踏まえ判断することになる。

具体的には、

- ① 地域移行支援の対象要件に該当する障害者施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合
- ② 人間関係や環境の変化等によって、1人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合（家族の死亡、入退院の繰り返し等）
- ③ その他、市の審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合

**【留意事項】**

- 1 自立生活援助は、施設等から地域生活に移行した者である場合には、当該施設等を退所等した日から一年を経過した日の属する月までを有効期間とし、その後、支給開始から一年の期間の範囲で再度有効期間を定めるものとする。なお、それ以外の対象者については、対象者の状況に応じて適切に有効期間を設定することとする。
- 2 併給について  
地域定着支援との併給は認めない。

### Ⅲ 地域相談支援

#### 1 地域移行支援

##### (1) サービスの内容

障害者支援施設に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。

##### (2) サービスの支給要件

地域生活への移行のための支援が必要と認められる者

##### 【対象者の例】

ア 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者

※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象

イ 精神科病院に入院している精神障害者

※ 地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含まれており、医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。

ウ 救護施設又は更生施設に入所している障害者

エ 刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、少年院に収容されている障害者

※ 保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整の対象となった障害者(「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について(通達)」(平成21年4月17日法務省保観第244号。法務省矯正局長、保護局長連名通知。))に基づき、特別調整対象者に選定された障害者をいう。)のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障害者を対象とする。

オ 更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者

#### 2 地域定着支援

##### (1) サービスの内容

居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても家族等の障害・疾病等や当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者につき、常時連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行う。

##### (2) サービスの支給要件

地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と認められる者

ア 居宅において単身で生活する障害者

イ 居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者

ウ 居宅において家族と同居している障害者で、同居する家族に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むため緊急時に手厚い支援を必要としている者

##### 【留意事項】

- 1 共同生活援助(退居後(外部サービス利用型)共同生活援助サービス費の支給決定を受けている者を除く)、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応するので対象外。
- 2 ア又はイの者のうち、医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。

## IV 障害児通所支援

### 1 児童発達支援

#### (1) サービスの内容

日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他の必要な支援又はこれに併せて治療を行う。

#### (2) サービスの支給要件

療育の観点から集団療育及び個別を行う必要があると認められる主に未就学の障害児

#### 【対象者の例】

- ① 市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童
- ② 保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な支援を受ける必要があると認められた児童

#### 【留意事項】

主として障害児の家族の就労支援又は障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする場合には、地域生活支援事業の日中一時支援等を活用すること。

### 2 放課後等デイサービス

#### (1) サービスの内容

生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

#### (2) サービスの支給要件

学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）又は専修学校等（専修学校及び各種学校をいう。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に療育支援が必要と認められた障害児

#### 【留意事項】

#### 1 不登校の状態にある障害児に対する支援

不登校の状態にある障害児においては、不登校を理由に教育の代替手段として療育施設に通所するような利用は認められない。また、放課後等デイサービスの利用につき、学校や家庭との連携が図られていない状況下で、授業時間帯である時間内に、発達支援又は延長支援が提供されることは想定していない。当該状況下において、放課後等デイサービスを利用する場合は、下記要件を満たす必要がある。

##### (1) 事業所と学校とが日常的な連携を図りながら支援を行うこと

事業所は、あらかじめ保護者の同意を得た上で、学校と日常的な連携を図り、個別支援計画に位置付けて支援を行うこと。個別支援計画の作成に当たっては、学校と連携して作成すること。また、学校との情報共有については、月に1回以上行うとともに、その要点について記録を行うこと。

##### (2) 事業所と家庭とが日常的な連携を図りながら支援を行うこと

事業所は、障害児の家族と連携を図り、家族への相談援助を1回以上行うとともに、その要点について記録を行うこと。

##### (3) 事業所と市（教育担当部局又は障害児支援担当部局）と連携を図ること

事業所は、市（教育担当部局又は障害児支援担当部局）から、学校や家庭との連携状況、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答すること。

#### 2 18歳に達した後においても、引き続き放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認められるときは、20歳に達するまで利用することができる。

#### 3 主として障害児の家族の就労支援又は障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする場合には、地域生活支援事業の日中一時支援等を活用すること。

### 3 居宅訪問型児童発達支援

(1) サービスの内容

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援を行う

(2) サービスの支給要件

重度の障害の状態その他これに準ずるものとして内閣府令で定める状態にあり、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児

【重度の障害の状態その他これに準ずるものとして内閣府令で定める状態】

①人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合

②重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合

【重度の障害の状態であって外出が困難と考えられる事例】

各種手帳の重度判定（身体障害者手帳1・2級相当、療育手帳重度相当、精神障害者保健福祉手帳1級相当）を基本とし、重度の精神障害の状態にあり自発的な外出ができない場合や強度行動障害の状態にあり他人を傷つけるなど集団生活が著しく困難である障害児

【人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態であって外出が困難と考えられる事例】

人工呼吸器の装着等により、通所に耐えうる状態ではない障害児（通所可能な範囲に、医療的ケアが必要な障害児を支援する事業所がない場合等）

【重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態であって外出が困難と考えられる事例】

重症の先天性免疫不全症、肺疾患、心疾患等がある場合であって、感染症にかかった場合に重症化するリスクが高くそのために外出が困難である障害児

※ 「平成30年3月6日厚生労働省事務連絡」による。

申請にあたっては、障害児相談支援事業所が作成した障害児支援利用計画案を必須とする。

### 4 保育所等訪問支援

(1) サービスの内容

障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

(2) サービスの支給要件

保育所その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに通う障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに入所する障害児であって、当該施設において、専門的な支援が必要と認められた障害児

【内閣府令で定める施設】

保育所、幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、特別支援学校、認定こども園、乳児院、児童養護施設その他児童が集団生活を営む施設として、市町村が認めた施設とする。対象施設であるか否かの認定方法は、児童の利用が想定されるものを事前に施設の種別ごとに包括的に認める場合と、施設を個々にその都度認める場合の両方が考えられる。

## V 計画相談支援

### 1 計画相談支援（障害児相談支援）

#### (1) サービスの内容

サービス利用支援とは、以下の支援のいずれも行うものをいう。

ア 障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載したサービス等利用計画案を作成する。

##### 【サービス等利用計画案の記載事項】

- (ア) 利用者及びその家族の生活に対する意向
- (イ) 総合的な援助の方針
- (ウ) 生活全般の解決すべき課題
- (エ) 提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期
- (オ) 福祉サービス等の種類、内容、量
- (カ) 福祉サービス等を提供する上での留意事項
- (キ) モニタリング期間

イ 支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定後に、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、支給決定又は地域相談支援給付決定に係るサービスの種類及び内容、担当者その他の厚生労働省令で定める事項を記載したサービス等利用計画を作成する。

##### 【サービス等利用計画の記載事項】

サービス等利用計画案の内容に加え、以下の事項を追加

- (ア) 福祉サービス等の利用料
- (イ) 福祉サービス等の担当者

#### (2) サービスの支給要件

障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者

ただし、当該申請者が、介護保険制度のサービスを利用する場合については、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成対象者となるため、障害福祉サービス固有のものと認められる行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等の利用を希望する場合であって、市町村がサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合に求めるものとする。

### 2 継続サービス利用支援（モニタリング）

#### (1) サービスの内容

継続サービス利用支援（モニタリング）とは、支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者が、支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間内において、当該者に係るサービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、厚生労働省令で定める期間（モニタリング期間）ごとに、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用状況を検証し、その結果及び心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。

ア サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整等の便宜を供与

イ 新たな支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定が必要と認められる場合において、当該支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者に対し、当該申請の勧奨を行う。

(2) サービスの支給要件

指定特定相談支援事業者が提供したサービス利用支援によりサービス等利用計画が作成された支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者（指定特定相談支援事業者以外の者がサービス等利用計画案を作成した場合には継続サービス利用支援の対象外となる。）

(3) モニタリング期間の設定

モニタリング期間については、市が、指定特定相談支援事業者の提案を踏まえて以下の勘案事項及び期間を勘案して、個別の対象者ごとに柔軟に定めるものとする。

・勘案事項

ア 障害者等の心身の状況

イ 障害者等の置かれている環境

地域移行等による住環境や生活環境の変化、家族の入院、死亡又は出生等による家庭環境の変化、ライフステージ（乳幼児期から学齢期への移行、学齢期から就労への移行等）の変化の有無等

ウ 総合的な援助の方針（援助の全体目標）

エ 生活全般の解決すべき課題

オ 提供されるサービスの目標及び達成時期

カ 提供されるサービスの種類、内容及び量

キ サービスを提供する上での留意事項

モニタリング期間	期間
① 支給決定又は支給決定の変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者 (ただし、当該支給決定又は支給決定の変更に係る障害福祉サービスの利用開始日から起算して3月間に限る。)	1か月（毎月）ごと
以下、①に掲げる者を除く	
② 地域移行支援を利用する者	6か月ごと
以下、①、②に掲げる者を除く	
③ 療養介護、重度障害者等包括支援若しくは施設入所支援を利用する者	6か月ごと
以下、①、③に掲げる者を除く	
④ 上記対象者を除く障害福祉サービスを利用する者又は地域定着支援を利用する者のうち次に掲げるもの	1か月（毎月）ごと
(a) 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者	
(b) 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者	
(c) 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者	
以下、①、③、④に掲げる者を除く	
⑤ 上記対象者を除く障害福祉サービスを利用する者のうち次に掲げるもの	3か月ごと
(a) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助（日中サービス支援型に限る。）を利用する者	
(b) 65歳以上の方で介護保険におけるケアマネジメントを受けていない者	
以下、①、③、④、⑤に掲げる者を除く	
⑥ 上記対象者を除く障害福祉サービスを利用する者	6か月ごと
地域定着支援を利用する者	6か月ごと

#### 【モニタリング期間における留意事項】

当該期間はいくまで利用するサービス等に応じて設定した標準期間であることを踏まえ、一律に標準期間に沿って設定するのではなく、アセスメントにより勘案すべき事項の状況を把握した相談支援専門員の提案等も十分に踏まえながら標準期間を設定する。

さらに、標準期間において示した状態像以外であっても、例えば本人の特性、生活環境、家庭環境等などにより、以下のような状態像となっている利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間で設定することが望ましい。

(具体例)

- ・心身の状況や生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・利用する指定障害福祉サービス事業所等の頻繁な変更やそのおそれのある者
- ・その他障害福祉サービス等を安定的に利用することに課題のある者
- ・障害福祉サービス事業者等と医療機関等との連携が必要な者
- ・複数の障害福祉サービス事業者等を利用している者
- ・家族や地域住民等との関係が不安定な者
- ・進行性の障害の状態にあり、病状等の急速な変化が見込まれる者
- ・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある児
- ・就学前の児童の状態や支援方法に関して、保護者の不安の軽減・解消を図る必要のある児
- ・進学や就労をはじめとしたライフステージの移行期にある児や、複数の事業所を利用する等により発達支援や家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要な児
- ・重度の障害を有する等により、意思決定支援のために頻回な関わりが必要となる者
- ・障害者支援施設又はグループホームを利用している者で、地域移行や一人暮らし等に係る意思が明確化する前の段階にあって、居住の場の選択について丁寧な意思決定支援を行う必要がある者

下記に掲げる者は、上記の状況に該当する場合が多いと考えられるため、モニタリング期間の設定に当たっては、特に留意して検討すること。

- ・単身者（単身生活を開始した者、開始しようとする者）
- ・複合的な課題を抱えた世帯に属する者
- ・医療観察法対象者
- ・犯罪をした者等（矯正施設退所者、起訴猶予又は執行猶予となった者等）
- ・医療的ケア児
- ・強度行動障害児者
- ・被虐待者又は、その恐れのある者（養護者の障害理解の不足、介護疲れが見られる、養護者自身が支援を要する者、キーパーソンの不在や体調不良、死亡等の変化等）

モニタリング期間は、指定特定相談支援事業者からのモニタリング結果の報告及び当該結果の検証等を行う等により必要に応じて見直しを行うこと。

### 3 計画相談支援給付費の対象者

市は、次の者に対し、計画相談支援給付費を支給する。

なお、障害児が児童福祉法に基づく障害児通所支援と障害福祉サービスの両方を利用する場合には、計画相談支援及び児童福祉法に基づく障害児相談支援の対象となる。

この場合の報酬については、障害児相談支援給付費のみ支給することとなる。

- (1) 障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請を行った障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請を行った障害者のうち、指定特定相談支援事業者からサービス利用支援を受けた者（当該申請に係る支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定を受け、サービス等利用計画を作成したとき。）
- (2) 支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者のうち、指定特定相談支援事業者から継続サービス利用支援を受けた者

#### 4 計画相談支援給付費の支給期間とモニタリング期間の取扱い

##### (1) 計画相談支援給付費の支給期間

計画相談支援給付費の支給期間（月単位）については、運用上以下の取扱いとする。

##### ア 支給期間の開始月

- i 新規に計画相談支援給付費の対象となる者  
サービス利用支援を実施する月（サービス等利用計画を作成する月）
- ii 既に計画相談支援給付費の対象となっている者  
更新前の支給期間の翌月

##### イ 支給期間の終期月

計画相談支援給付費の支給期間は、計画相談支援対象者が利用する障害福祉サービスの支給決定又は地域相談支援給付費決定の有効期間のうち最長の有効期間の終期月までの範囲内で設定することとしているが、市における事務や利用者の申請手続に係る負担を勘案し、運用上、原則、最長の有効期間の誕生月を終期月とすることを基本とする。

##### (2) モニタリング期間に係る開始月と終期月

モニタリング期間の設定に当たっては、継続サービス利用支援の実施月を特定するため、併せて、当該モニタリング期間に係る継続サービス利用支援の開始月と終期月を設定することとする。

具体的には、以下の取扱いとする。

##### ア 当該モニタリング期間に係る継続サービス利用支援の開始月

継続サービス利用支援の開始月については、支給決定又は地域相談支援給付費決定の有効期間の終期月において継続サービス利用支援を実施することを前提に、当該者に係るモニタリング期間を勘案して設定することとする（支給決定又は地域相談支援給付費決定の有効期間の終期月においては、対象者の状況に応じて、継続サービス利用支援と併せて支給決定又は地域相談支援給付費決定の更新等のためのサービス利用支援を実施（報酬はサービス利用支援の報酬のみ算定））。

なお、1人の者に対して複数の支給決定又は地域相談支援給付費決定の有効期間の終期が設定される場合には、複数の支給決定又は地域相談支援給付費決定の有効期間のうち最長の有効期間の終期月に継続サービス利用支援を実施することを前提に、当該者に係るモニタリング期間を勘案して、継続サービス利用支援の開始月を設定する。

この場合、できる限り、複数の有効期間の終期月と継続サービス利用支援の実施月が同一月となるよう、各々の障害福祉サービスの支給決定又は地域相談支援給付費決定の有効期間を設定することが望ましい（結果として、サービス利用支援の実施月と継続サービス利用支援の実施月が異なる場合であっても、各々の報酬の算定は可とする。）。

##### イ 当該モニタリング期間に係る継続サービス利用支援の終期月

原則として、計画相談支援給付費の支給期間の終期月（障害福祉サービスの支給決定又は地域相談支援給付費決定の有効期間の終期月）と同じとする。ただし、モニタリング期間が1か月（毎月）ごとの者については、継続サービス利用支援の開始月を含め最長1年以内で終期月を設定する（支給決定又は支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者については、当該支給決定等からおおむね3か月以内を基本とする。）。

#### 5 セルフプラン

市からサービス等利用計画案の提出を求められた障害者等は、身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合又は指定特定相談支援事業者以外のサービス等利用計画案の提出を希望する場合には、指定特定相談支援事業者が作成する計画案に代えて当該事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案（以下「セルフプラン」という。）を提出できる。その際、市は、セルフプランの提出を認める理由として、身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合であるためか、障害者等がセルフプランの提出を希望する場合であるためかを確認の上、記録しておくこと。

## 6 コア連携事業所

通所給付決定の際に通所給付決定保護者からセルフプランが提出された障害児であって、複数の指定障害児通所支援を受けている場合については、事業所間連携加算を活用し、保護者の同意を得た上で、当該障害児の支援について適切なコーディネートを進める中核となる事業所（以下、「コア連携事業所」という。）に事業所間の連携を実施するよう依頼し、当該コア連携事業所にセルフプランを共有し、連携を図りながら取組を進めることを基本とする。

当該コア連携事業所においては、他の事業所と情報共有及び連携を図るとともに、各事業所の間で整理された障害児の状況や支援に関する要点及び各事業所の個別支援計画を市町村に対し共有することとされていることから、市においては、当該障害児の通所給付決定の更新に際し、これらの情報を活用すること。

## VI 移動支援

### 1 事業の目的・内容

屋外での移動が困難な障害者(児)について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出への支援を目的とし、1日の範囲内で用務を終えるものを対象とする。

※ 介護給付【居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援】又は介護保険サービスで対応ができる場合には、その利用を優先する。ただし、行動援護の事業所が少ないなどやむを得ない理由がある場合には、移動支援事業の利用を認める。

### 2 対象者

自宅等で生活する障害者(児)で、次の(1)～(5)のいずれかに該当する人のうち、外出することが困難な者(未就学児童は保護者同伴に限る。)

また、他区市町村の援護を受けている者(児)も除く。

#### (1) 身体障害者(児)

次のいずれかに該当し、移動(室外)が一部介助以上である者

##### ア 全身性障害

身体障害者手帳を所持し、肢体不自由の障害程度等級が1級もしくは2級であり、2肢以上(※1)に障害を有する者

※1 体幹機能障害については、両下肢に機能障害を有する場合に準じて取扱うこととする。

##### イ 視覚障害(※2)

身体障害者手帳を所持し、視覚障害の障害程度等級が1級もしくは2級である者

※2 障害福祉サービスの同行援護が優先される。

#### (2) 知的障害者(児)

次のいずれかに該当し、移動(室外)が一部介助以上である者

##### ア 療育手帳を所持している者

##### イ 児童相談所又は知的障害者更生相談所で知的障害との判定を受けた者

#### (3) 精神障害者(児)

精神障害者保健福祉手帳を所持している方で移動(室外)が一部介助以上かつ勘案事項調査にてサービス利用の必要性が認められた者が対象

#### (4) 発達に障害がある者(児)

医師により発達に障害があると診断された者で移動(室外)が一部介助以上かつ勘案事項調査にてサービス利用の必要性が認められた者

#### (5) その他市長が特に認めた者

### 3 支給基準について

個別の計画(サービス利用計画)や勘案事項調査に基づき、下記の支給基準内で必要と認めた時間数を決定する。

基準支給量	支給決定期間
30時間/月	1年以内

※1 令和6年10月1日以前から移動支援の支給決定を受けている者で、上記基準支給量を超えて支給決定を受けている者については、当面の間、従前に支給決定された時間数の利用を認めていく。

※2 行動援護の支給決定を受けている者については、行動援護の事業所が少ないなどやむを得ない理由により、行動援護の利用が見込めない場合には、行動援護の支給決定時間数を基準支給量とする。

#### <身体介護を伴う・伴わないの判断基準>

移動支援において、「身体介護を伴う」の支給決定を行うにあたっては、通院等介助（身体介護を伴う）の判断基準を準用する。具体的には、以下のとおり。

- ① 障害支援区分が区分2以上に該当していること
- ② 障害支援区分の認定調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること
  - (1) 「歩行」：「全面的な支援が必要」
  - (2) 「移乗」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
  - (3) 「移動」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
  - (4) 「排尿」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
  - (5) 「排便」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

なお、障害児及び認定調査を受けていない障害者については、障害児の聞き取り調査票やモニタリングの結果等を総合的に勘案し、これに相当する支援の度合があることを要件とする。

## 4 外出の範囲

外出の範囲については、基本的に、福祉目的として公費によって提供されるサービスであることを踏まえ、「社会通念上適当であるかどうか」という観点から判断し、原則として一日の範囲内で用務を終えることが可能なものを移動支援の対象とする。

また、移動支援事業の範囲としては、外出目的の達成に係る出発地（自宅）から到着地（自宅）が基本となるが、自宅から目的地（目的地から自宅）の支援を家族等が行う場合については、片道又は目的地のみの支援であっても、移動支援の対象とする。

### (1) 移動支援の対象となる外出

ア 社会生活上必要不可欠な外出
① 公的な機関（官公庁や金融機関）における諸手続き 住民票の交付申請手続きの付添い、記載の代行、金銭の支払い等の代行
② 短期入所における施設の送迎 緊急性が高く、介護者が不在であるなどの場合は、介護者に短期入所先までの送迎を強いることは困難であり、緊急性を必要とするものとして認められる。この場合、送迎の出発地及び到着地は問わない。施設、学校等から短期入所先への移動支援も対象となる
③ 今後の生活において必要な手続きであり、目的達成後に継続性のないもの 学校や施設の見学や利用の手続、入学手続、会社の説明会等 ※ 児童の場合、基本的に保護者が児童に代わって行うべき事柄であり、児童が単独で行うことが想定されにくいいため、対象外
④ 本人同伴による外出支援 個人の嗜好による買物（衣類・雑貨・本・CD等）、各種団体の行事や会合等
⑤ 地域生活に欠かせないと判断できるもの

地域の自治会、子ども会等行事、祭への参加、冠婚葬祭への出席、お見舞い等
イ 余暇活動等社会参加のための外出
① 自己啓発や教養を高めるもの ② 体力増強や健康増進を図るもの ③ 生活の内容・質の充実・向上を高めるもの 外食、レジャー、レクリエーション、散歩、映画鑑賞、観劇、カラオケ、コンサート等

(2) 移動支援の外出目的として対象とならないもの

ア 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出 外出先にて収入を得ることとされている外出は認められない。
イ 通年かつ長期にわたる外出 ※ 通年とは1年を通じて定期的に外出支援を必要とする場合、長期とはおおむね3か月を超える期間の継続を必要とする場合とする。 ① 学校（保育園・各種養護学校・小中高大学等）への通学、障害者児施設等への送迎 ② 定期的な通院 ただし、突発的な場合又は診療の見込みが立つまでは移動支援事業を利用することが認められる。次回から診察があることを予測される場合は居宅介護での対応になる。 ※ 定期的な通院は、介護給付での対応となる。
ウ 社会通念上、移動支援を利用することが適当でない外出 ① 宗教活動 布教活動や勧誘等の活動は対象外。ただし、個人の信仰による参拝であり、他に趣旨がない場合は認められる。また、冠婚葬祭への出席や地域の祭り等への参加や一般的に行われる宗教行事（初詣、お宮まいり、法事、クリスマスイベント等）として共通の認識で行われるものは認められる。 ② 政治活動 原則として認められない。ただし、投票の参考にするための演説会への参加、参政権に係る投票所への送迎は認められる。 ③ 公序良俗に反することを目的とする場所 ギャンブル(競馬、パチンコ等)等、社会通念上不適当なもの
エ 他制度の利用が優先となる外出 定期的な通院は居宅介護や介護保険サービスの対象となる。

(3) 一時的に移動支援が認められる範囲

通学・通所に限り、次の①～③の要件に該当する場合で、他の社会資源の活用を検討しても他に手段がない場合は、一時的（3か月以内）に利用が可能

- ① 保護者等が病院に入院した場合
- ② 保護者等が治療等で通院する場合
- ③ 保護者等が出産する場合

### 第3 基準支給単位について

#### I 介護給付

##### 1 居宅介護

障害福祉サービス名	報酬単位	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障害児	支給決定期間
居宅介護（身体介護）	404	3,170	4,090	6,010	11,300	18,100	26,040	10,160	1年以内
居宅介護（家事援助）	197								
居宅介護（身体介護） （日中活動系サービス利用者）	404						22,920		
居宅介護（家事援助） （日中活動系サービス利用者）	197								

##### 2 通院等介助

障害福祉サービス名	報酬単位	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障害児	支給決定期間
通院等介助 （身体介護あり）	404	6,550	7,420	9,380	14,620	21,420	29,410	13,550	1年以内
通院等介助 （身体介護なし）	197								
通院等乗降介助	1回につき102								
通院等介助 （GH・日中支援型GH）									

##### 3 重度訪問介護

障害福祉サービス名	報酬単位	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障害児	支給決定期間
重度訪問介護	186	/			29,400	36,850	63,040		1年以内
重度訪問介護 （日中活動系サービス利用者）	186				16,500	21,140	35,010		

##### 4 行動援護

障害福祉サービス名	報酬単位	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障害児	支給決定期間
行動援護	437	/		16,100	21,700	28,860	37,510	20,490	1年以内
行動援護 （日中活動利用者）	437			12,280	16,000	20,310	24,480		

## 5 同行援護

障害福祉サービス名	報酬単位	区分に関わらず	支給決定期間
同行援護	302	14,670	1年以内

## 6 重度障害者等包括支援

障害福祉サービス名	報酬単位	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	支給決定期間
重度障害者包括等支援	204						96,870	1年以内
重度障害者包括等支援 (介護保険対象者)	204						67,950	

## 7 重度障害者等包括支援対象者であって、重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の利用者

重度障害者等包括支援対象者であって、重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の利用者	報酬単位	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	支給決定期間
利用者	各報酬単位を利用						75,870	1年以内
利用者 (介護保険対象者)							46,460	

## 8 生活介護

障害福祉サービス名	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	支給決定期間
生活介護		50歳以上のみ対象	当該月の日数－8日/月 【特例基準】 心身の状態が不安定で、介護者が不在で特に必要があるなど、利用者の状態等を考慮し、判断した場合は原則の日数を超過して決定することができる。			3年以内	

## 9 施設入所支援

障害福祉サービス名	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	支給決定期間
施設入所支援			50歳以上の者	暦の日数/月			3年以内

## 10 療養介護

障害福祉サービス名	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	支給決定期間
<b>療養介護</b> 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として、筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分が区分6の者	/					暦の日数/月	3年以内
<b>療養介護</b> 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分が区分5以上の者	/				暦の日数/月		

## 11 短期入所（ショートステイ）

障害福祉	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	支給決定期間
短期入所	<p style="text-align: center;"><b>14日以内で必要と認める日数</b></p> <p style="text-align: center;"><b>【特例基準】必要な日数</b></p> <p>1 家族の急な疾病その他やむを得ない事由等により、14日を超えた短期入所が必要であると市が認めた場合</p> <p>2 サービスの利用調整に要する期間、その他施設入所が可能となるまでの期間、家族等の状況からやむを得ず短期入所による支援が必要であると市が認めた場合</p> <p style="text-align: center;"><b>【留意事項】</b></p> <p>1 長期(連続)利用日数の上限設定            長期(連続)利用日数については、介護保険サービスの短期入所生活介護と同様に30日までを限度とする。            なお、連続して30日を利用した後、1日以上利用しない期間があれば、再度連続した30日以内の利用は可能とするが、短期利用加算は年間利用日数の初期30日のみ算定を認める。</p> <p>2 年間利用日数の上限設定            年間利用日数については、1年の半分(180日)を目安にする。</p> <p>※ ただし、「介護者が急病や事故により、長期間入院することとなった場合」等のやむを得ない事情がある場合においては、例外的にこれらの日数を超えることを認めて差し支えないこととする。</p>						1年以内

## II 訓練等給付

### 1 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

障害福祉サービス名	区分なし	支給決定期間
自立訓練（機能訓練）	<b>当該月の日数－8日／月</b> <b>【特例基準】</b> 心身の状態が不安定で、介護者が不在で特に支援の必要があるなど、利用者の状態等を考慮し、判断した場合は、原則の日数を超えて決定することができる。	1年以内
自立訓練（生活訓練）		暫定支給決定期間最長2か月

### 2 宿泊型自立訓練

障害福祉サービス名	区分なし	支給決定期間
宿泊型自立訓練	<b>暦の日数／月</b>	1年以内
		暫定支給決定期間最長2か月

### 3 就労移行支援

障害福祉サービス名	区分なし	支給決定期間
就労移行支援	<b>当該月の日数－8日／月</b> <b>【特例基準】</b> 心身の状態が不安定で、介護者が不在で特に支援の必要があるなど、利用者の状態等を考慮し、判断した場合は、原則の日数を超えて決定することができる。また、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する者が利用する養成施設の場合5年以内	1年以内
		暫定支給決定期間最長2か月

### 4 就労選択支援

障害福祉サービス名	区分なし	支給決定期間
就労選択支援	<b>当該月の日数－8日／月</b>	原則1か月 (最長2か月)

### 5 就労継続支援A型・B型

障害福祉サービス名	区分なし	支給決定期間
就労継続支援A型	<b>当該月の日数－8日／月</b> <b>【特例基準】</b> 心身の状態が不安定で、介護者が不在で特に支援の必要があるなど、利用者の状態等を考慮し、判断した場合は、原則の日数を超えて決定することができる。	3年以内
就労継続支援B型		3年以内 ただし、支給決定時に5歳未満の者は1年以内

## 6 就労定着支援

障害福祉サービス名	区分なし	支給決定期間
就労定着支援	暦の日数/月	原則1年、 最大3年以内

## 7 共同生活援助（グループホーム）

障害福祉サービス名	区分なし	支給決定期間
共同生活援助	暦の日数/月 (体験利用は、連続30日以内かつ年間50日以内)	3年以内 (体験利用は 1年以内)
日中サービス支援型 共同生活援助		

## 8 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所における受託居宅介護サービス

障害福祉サービス名	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	支給決定期間
外部サービス利用型指定共同生活援助事業所における受託居宅介護サービス		150分	600分	900分	1,300分	1,900分	3年以内
<p>【留意事項】</p> <p>1 障害支援区分ごとに受託居宅介護サービスの支給標準時間（分/月）（以下「支給標準時間」という。）に基づき設定するものとし、当該支給標準時間の範囲内で定めることとする。</p> <p>2 1によりがたい場合について</p> <p>次の(1)又は(2)に該当する場合は支給標準時間を超える支給決定をすることができる。ただし(1)の場合又は(2)の場合であってセルフプランの提出があった場合については、審査会の意見を聴いた上で適切な支給量を定めることとする。</p> <p>(1) 利用を希望する外部サービス利用型事業所において、申請者以外に受託居宅介護サービスの提供を現に利用若しくは希望する者がいない場合又は受託居宅介護サービスの提供を受けている若しくは希望する利用者全てが区分2以下の場合</p> <p>(2) 区分4以上の者であって、サービス等利用計画案を勧案した上で、支給標準時間を超えた支給決定が必要であると市が認めた場合</p>							

## 9 自立生活援助

障害福祉サービス名	区分なし	支給決定期間
自立生活援助	暦の日数/月	1年以内  自立生活援助は、施設等から地域生活に移行した者である場合には、当該施設等を退所等した日から一年を経過した日の属する月までを有効期間とし、その後、支給開始から一年の期間の範囲で再度有効期間を定めるものとする。なお、それ以外の対象者については、対象者の状況に応じて適切に有効期間を設定することとする。

### Ⅲ 地域相談支援

障害福祉サービス名	区分なし	支給決定期間
地域移行支援	暦の日数/月	6か月以内 必要に応じて6か月間の更新が可能である。更なる更新については、市町村審査会の審査を経て判断すること。
地域定着支援	暦の日数/月	1年以内 必要に応じて1年間の範囲内で更新が可能。更なる更新については必要性を判断して支給決定すること。

### Ⅳ 障害児通所支援

#### 1 児童発達支援

障害福祉サービス名	区分なし	支給決定期間
児童発達支援	当該月の日数－8日/月 【特例基準】支援が必要と認めた日数 障害児の状態等に鑑み、「暦の日数－8日/月」を超え療育のための障害児通所支援が必要であると市が認めた場合であって、事業所等が対応可能な場合	1年以内
居宅訪問型児童発達支援		

#### 2 放課後等デイサービス

障害福祉サービス名	区分なし	支給決定期間
放課後等デイサービス	当該月の日数－8日/月 【特例基準】支援が必要と認めた日数 障害児の状態等に鑑み、「暦の日数－8日/月」を超え療育のための障害児通所支援が必要であると市が認めた場合であって、事業所等が対応可能な場合	1年以内

#### 3 保育所等訪問支援

障害福祉サービス名	区分なし	支給決定期間
保育所等訪問支援	月2回 【特例基準】支援が必要と認めた日数 原則、障害児支援利用計画案の作成が行われており、以下の場合に該当するもの ・初回の利用で、障害児と訪問先との関係構築に時間を要する場合 ・環境の変化などにより、集団生活において障害児の状態が安定するまで継続して支援が必要と認められた場合 ・障害児の状態が不安定で、集団生活において不適応が生じているなど、緊急性が高く濃密に支援が必要な場合	1年以内

## 4 支給決定について

### I 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援）の支給決定

#### 1 支給決定について

算定した支給単位のうち基準支給単位の範囲内で支給決定を行う。

#### 2 算定支給単位と基準支給単位

##### (1) 基準支給単位

1か月の「基準支給量（時間）」は、各サービスの障害支援区分ごとの1か月あたりの国庫負担基準（以下「基準支給単位」という。）までとする。

##### (2) 算定支給単位

###### ア 算定支給量について

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援については、申請に基づき、毎日必要な支援は1か月を31日として支給量を算定し、それ以外は、1週間当たりの必要量を算出の上、次表のとおり、1か月当たりの支給量（時間）を算定する。

（表2 算定支給量算出表）

サービス種類	内 容	1か月当たりの算定方法
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	毎日必要な支援	支給量/日 × 31日
	週1回（日）必要な支援	支給量/週 × 5週
	週2回（日）以上必要な支援	支給量/週 × 4.5週（※）

※ ただし暦の日数との兼ね合いにより、4.5週の計算による算定支給量では不足が生じる月は、その月のみ別途勘案する。

##### 【算定支給量の例】

<例1> 毎日2時間、居宅介護を利用している。

2時間 × 31日 = 62時間 ……算定支給量

<例2> 週1回2時間、居宅介護を利用している。

2時間 × 5週 = 10時間 ……算定支給量

<例3> 週3回 1回2時間、2回1時間 居宅介護を利用している。

(2時間 + 1時間 × 2回) × 4.5週 = 18時間 ……算定支給量

#### イ 算定支給単位について

報酬単位

×

算定支給量

=

算定支給単位

**【留意事項】**

身体介護と家事援助を合わせてサービスを利用する場合の算定支給単位と基準支給単位の対照の仕方については、AとBを対照し、AがBを上回っているかどうかにより判断する。（AがBを超えないようにする。）

身体介護報酬単位×算定時間数+家事援助報酬単位×算定時間数＝総単位…A

当該障害者の障害支援区分に応じた国庫負担基準の単位（調整対象の場合は調整後の単位）…B

（ ※ 通院等介助に要する時間数については、Aの算定に含めない。）

**3 利用可能基準の判断について**

比較	支給について
「算定支給単位」 ≤ 「基準支給単位」	「算定支給量」を支給する。
<p>「算定支給単位」 &gt; 「基準支給単位」</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>障害者の介護者の状況等に勘案すべき事情があり、支給量の増が必要と認められる場合には、表3、表4により「基準支給単位」の調整を行い「第2基準支給単位」と比較する。</p> </div>	<p>1 「算定支給単位」 ≤ 「第2基準支給単位」 「算定支給量」を支給する。</p> <p>2 「算定支給単位」 &gt; 「第2基準支給単位」 非定型ケースとして、審査会に「支給決定案の妥当性についての意見」を求め、当該意見を踏まえて支給決定を行う。</p>

**【第2基準支給単位の算出】**

$$\text{報酬単位} \times \text{調整率} = \text{第2基準支給単位}$$

**【勘案事項によるポイントの算出及び支給単位の調整率の算定】**

次の手順①～③に従い調整率を算出し、第2基準支給単位を算出する。

手順① 訪問調査における概況調査票の「介護者関連項目」の記載事項を中心に判断し、表3の調査項目（ア～オ）ごとに該当する項目のポイントを選定する。

手順② 選定した数値を乗じてポイントを算出する。

手順③ 算出したポイントを表4の算出ポイント欄に当てはめ、調整率を算定する。

（表3 ポイント算出表）

調査項目	選択肢	ポイント
ア 介護者の有無	あり	1.0
	なし (18歳未満の者は、介護者に含めない。)	0
イ 介護者の年齢	18歳以上 65歳未満	1.0
	65歳以上	0.8
	65歳以上で介護保険対象者	0.5
ウ 介護者の在宅時間	18時間以上	1.2
	12時間以上 18時間未満	1.0
	12時間未満	0.8
エ 介護者の健康状態	良好	1.0
	やや不良	0.8
	不良	0.5
オ 利用者以外の同居障害者等	あり	0.5
	なし	1.0

(表 4 算出ポイントによる調整率表

区分	算出ポイント	調整率	家事・介護能力の判定
A	0.48 未満	1.4	障害者単身世帯又は介護者が障害者、疾病、高齢、就労等により、日常の家事及び介護の能力に著しく欠けるもの
B	0.48 以上 1.0 未満	1.2	介護者が障害、疾病、高齢、就労等により日常の家事及び介護の能力に欠けるもの
C	1.0 以上	1.0	介護者の日常の家事及び介護の能力に問題がないもの

例 1) ア 介護者：あり→1.0

イ 介護者の年齢：18 歳以上 65 歳未満→1.0

ウ 介護者の在宅時間：18 時間以上→1.2

エ 介護者の健康状態：やや不良→0.8

オ 利用者以外の同居障害者等：なし→1.0 の場合

(ア × イ × ウ × エ × オ)

$1.0 \times 1.0 \times 1.2 \times 0.8 \times 1.0 = 0.96$  ポイント 0.96 で

→ 区分 B となるため、調整率は、1.2 となり、

基準支給単位 × 1.2 が第 2 基準支給単位となる。

例 2) 単身世帯等の場合

ア 介護者：なし→ポイント 0 で

→ 区分 A となるため、調整率は、1.4 となり、

基準支給単位 × 1.4 が第 2 基準支給単位となる。

#### 【留意事項】

##### 1 緊急的・一時的な状況の変化への対応

利用者又は介護を行う者の状況等が、疾病等による体調の変化、就労若しくは葬祭等による環境の変化又は自然災害等の要因により、支給決定における概況調査時と変化が生じ、一時的に利用者の日常生活に著しく支障をきたすことが明らかな場合は、「基準支給単位」または「第 2 基準支給単位」を超えた支給決定をすることができるものとする。

この場合は、「非定型」の支給決定の取り扱いとせず、支給決定期間は 3 か月を超えないこととする。(また、相談支援事業所におけるモニタリングを要すること)なお、3 か月を超える利用を必要とすることが予測される場合には、「非定型」の支給決定に準じて取り扱うこととし、必要に応じて医師の診断書を添えるなどした上で、審査会に意見を求め支給量を決定するものとする。

##### 2 2 人介護の支給決定

やむを得ず 2 人介護を認める場合は、次の理由によるものとする。

- (1) 障害者の身体的理由 (体重過多等) により一人の介護従事者による介護が困難と認められる場合
- (2) 障害者に暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- (3) 障害者の状況が、前述のア、イに準ずると認められる場合

なお、基準支給量と対照する際は、2 人介護による加算支給分は含めず加算前の支給量で比較するものとする。

## II その他の障害福祉サービスの支給決定

利用希望の日数、必要性等を個別に勘案のうえ基準支給単位の範囲内で支給決定を行う。

(表5 通所系サービス等の1か月当たりの支給量の計算例)

サービスの種類	計算方法
短期入所	1泊2日の場合は2日と計算する。
生活介護 就労継続支援A型・B型 就労移行支援 自立訓練	5日/週＝当該月の日数－8日/月
児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス	週間計画表の支給量により、以下の日数の支給決定を行う。 (例) 1日/週＝5日/月 2日/週＝10日/月 3日/週＝15日/月 4日/週＝19日/月 5日/週＝23日/月

## III 支給決定の有効期間の開始日

支給決定の有効期間の開始日については、申請の種類によって原則、以下のとおりとする。

(表6 支給決定の有効期間の開始日について)

申請の種類	支給決定の有効期間の開始日	
新規	障害支援区分	認定審査会の日以降
	介護給付、訓練給付、地域生活支援	受付日から14日以降の希望の日 (例) 受付日：4月1日 開始日：4月15日
	障害児通所支援	
	計画相談支援	受付日以降
変更	介護給付、訓練給付、地域生活支援	申請日の属する月の翌月1日 申請日が月の初日の場合は、当該月の初日から変更する。
	障害児通所支援	
	計画相談支援	

※ ただし、変更の決定に係る障害者等の心身の状況、介護者の状況等から緊急に支給量を変更する必要がある場合は、市の判断により、変更の申請のあった月から適用する。

## 第5 介護保険サービスとの調整

### I 基本的な考え方

#### 1 介護保険給付対象者

介護保険における介護認定等を受けているかにかかわらず、以下の者を対象とする。

- ① 65歳以上の者
- ② 40歳以上65歳未満の特定疾病該当者（※）

※ 生活保護受給中にある場合は、障害福祉サービスが優先適用。

#### 2 介護保険制度優先の原則

介護保険の被保険者である65歳以上の障害者が要介護状態又は要支援状態となった場合（40歳以上65歳未満の特定疾病該当者の場合）には、要介護認定等を受け、介護保険法の規定による保険給付を受けることができる。

その際、自立支援給付については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第7条の他の法令による給付との調整規定に基づき、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には介護保険法の規定による保険給付が優先されることになるが、介護給付費等の支給決定を行う際の介護保険制度との適用関係の本市における取扱いは以下のとおりとする。ただし、適用関係に係る取扱いについては、国の関係通知等に留意して決定を行うものとする。

### II 介護保険適用年齢等の者が新たにサービスの利用を希望した場合

#### 1 原則的な取り扱い

次表のとおりとする。

（表7 介護保険サービスと障害福祉サービス併給について）

サービス名	障害福祉サービス利用の可否	
	40歳～64歳で介護保険の特定疾病(16疾病)対象者	65歳以上の者
居宅介護、重度訪問介護 重度障害者等包括支援 生活介護、短期入所	介護保険給付を優先する。	
療養介護、 生活介護＋施設入所支援	介護保険サービスでは同様の支援を受けられない場合であって、市がサービス利用の必要性を認めた場合に限り、当該サービスを支給することができる。施設入所に係る利用調整がある場合は申請日時点の年齢で区分する。	支給しない。
共同生活援助	介護保険サービスでは同様の支援を受けられない場合であって、市がサービス利用の必要性を認めた場合に限り、当該サービスを支給することができる。 (身体障害者にあつては、65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス又はこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)	
同行援護、行動援護	障害特性に応じて支給できる。	
自立訓練(生活訓練)	標準利用期間のみ支給できる。	

自立訓練(機能訓練)	介護保険給付を優先するが、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の通所介護等では提供できない支援内容（例えば、白杖を用いた歩行訓練や意思疎通に困難を生じた場合の訓練等）が必要と認められる場合には、利用を認める。	
就労移行支援 就労定着支援	標準利用期間のみ支給できる。	支給しない。 就労支援に係るサービスについては、事業の主旨、年齢等を考慮し、申請日時時点で 65 歳未満の者を対象とする。
就労継続支援 A 型	支給できる。	
就労継続支援 B 型	支給できる。	65 歳を超えての新規利用及び他の就労系サービスからの変更利用について生活状況、就労歴、生活歴、サービス利用の必要性、事業所の受け入れ体制等を総合的に勘案し、市が個別に判断を行う。 また、利用に当たっては、相談支援事業者又はケアマネジャーが作成するサービス等利用計画(案)等の提出を必要とする。

## 2 取り扱いの特例

### (1) 本市が必要と認める支給量を確保することが困難な場合の取り扱い

重度障害者については、介護保険サービスの利用限度があるため、本市が必要と認める訪問介護の支給量を確保することが困難な場合がある。この場合、原則として要介護 5 の者を対象とし、次の点に注意しつつ対応することとする。

ア 他の高齢者との公平性の確保及び安易な「介護保険サービスからの転用」とならぬよう注意しつつ、ケアマネジャーや介護保険サービス提供事業者等とサービス内容を十分に精査する。

イ 必要と認められる訪問介護の支給量と実際に介護保険サービスで受けることができる訪問介護の支給量との差分を算出する。

ウ 算出した算定支給単位が表 8 の基準支給単位に収まる場合、原則、重度訪問介護による支給決定を行う。

#### 【留意事項】

要介護 4 以下の者で、介護保険の利用限度額が不足する心身状態の者は、本来、要介護度の上位への変更が想定されるため、「要介護度の再認定」を助言する必要がある。

(表 8 介護保険との併給に係る上限支給単位)

障害福祉サービス名	報酬単位	基準支給単位			基準支給単位(※)
		区分 4	区分 5	区分 6	
重度訪問介護	186	14,780	15,430	23,130	46,460
身体介護	404	—	17,340		

※ 重度障害者等包括支援対象者であって、重度障害者等包括支援を利用していない者が身体介護、重度訪問介護を利用する場合に適用

**(2) 要介護認定が「非該当」となった者がサービスの支給を必要とする場合の取り扱い**

障害の特性により「生活への支障が要介護度の調査項目へ反映されないもの」であって、障害者施策での支援の必要性が認められる場合には、個別に必要性を判断する。

**(3) 障害福祉サービス固有の（介護保険サービスのメニューに無い）サービスの取り扱い**

ア 視覚障害者の読み上げサービス等は、障害特性に応じた内容のサービスを支給するものとする。この場合も他の高齢者との公平性の確保に注意する。

イ 同行援護及び行動援護を希望する者であっても、利用目的が通院等に係る支援であって、特段の事情が無い場合は介護保険を優先して適用する。

ウ 居宅介護や重度訪問介護を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の訪問介護の支給対象とならない支援内容や時間（例えば、家事援助として認められる範囲の違いや、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守りなど）が必要と認められる場合に、介護保険の訪問介護の支給とは別に居宅介護又は重度訪問介護の利用を認める。

**(4) 例外的な取り扱い**

利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがない等、申請者が実際に申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市が認める場合は、必要な障害福祉サービスを支給する。ただし、当該事情が解消されるまでの間に限る。

### Ⅲ 既支給決定障害者が介護保険適用年齢等に達した場合

#### 1 原則的な取り扱い

次表のとおりとする。

(表 9 既支給決定障害者が介護保険適用年齢等に達した場合の対応 )

サービス名	介護保険優先サービス適用時の対応
居宅介護 重度訪問介護 重度障害者等包括支援	介護保険給付を優先する。 ただし、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合など、前記「Ⅱ-2 取り扱いの特例」に準じることとし、個別に必要性を検討し、支給することができる。
同行援護 行動援護	障害特性に応じて支給できる。
短期入所	介護保険給付を優先する。
生活介護	通所先での事業内容等を勘案し、介護保険では同等のサービスを受けられないと認められる場合に限り支給することができる。ただし 40 歳～64 歳で介護保険の特定疾病(16 疾病)対象者に限ることとし、65 歳以上の者には支給しないこととする。
療養介護 共同生活援助 施設入所支援＋生活介護	継続して支給できる。
自立訓練 就労移行支援 就労定着支援	標準利用期間内に限り継続できる。
就労継続支援 A 型	事業所の受け入れ体制等を確認の上、継続する必要があると認められる場合に限り支給することができる。 ただし、65 歳に達する前 5 年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65 歳に達する前日において就労継続支援 A 型に係る支給決定を受けていた者に限る。
就労継続支援 B 型	事業所の受け入れ体制等を確認の上、継続する必要があると認められる場合に限り支給することができる。 また、利用に当たっては、相談支援事業者又はケアマネジャーが作成するサービス等利用計画(案)等の提出を必要とする。

#### 2 取り扱いの特例

前記「Ⅱ-2 取り扱いの特例 (P40)」に準ずる。

#### 3 65歳以上で就労系サービスを利用する際の留意事項

就労系のサービスにおいては、生産活動の場の提供だけでなく、就労に必要な知識及び能力の向上（単に身体機能の維持等は対象ではない）が求められる。そのため、65歳を超えて利用を継続する場合には、当該利用者の利用状況等をよく勘案し、必要性を判断する。また、就労に必要な知識及び能

力の向上等、就労系サービスの利用意義が認められないと市が判断をした場合には、取り消しとなることもあるため留意する。

#### 4 65 歳到達時等の支給決定について

##### (1) 支給決定期間内に 65 歳に達する場合

ア 施設入所支援及びそれに併給して決定されている日中活動系サービス、療養介護

⇒ 通常どおり 3 年間の決定とする。

イ 就労移行支援

⇒ 通常どおり 1 年間の決定とする。

ウ その他のサービス

⇒ 65 歳を迎える誕生月の末日までの支給決定とする。

##### (2) 65 歳以上の支給決定

ア 施設入所支援及びそれに併給して決定されている日中活動系サービス、療養介護、共同生活援助

⇒ 通常どおり 3 年間の決定とする。

イ その他のサービス

⇒ 全て 1 年間で決定し、1 年ごとに介護保険サービスへの移行が可能かどうかを検討する。

##### (3) 65 歳到達

介護サービスへの移行期間として約 3 か月を目安に障害福祉サービスを継続して支給決定する場合がある。